

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（認可申請書の提出等） 第二条（略）</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 役員の履歴書</p> <p>二 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面</p> <p>三 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十七条の三第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>四 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>（認定の申請書の添付書類） 第二十二条 令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員の履歴書</p> | <p>（認可申請書の提出等） 第二条（略）</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る）</p> |

五 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 (略)

。又はこれに代わる書面

(新設)

(新設)

五 (略)